

議題 1 (委員会会議の運営に関する事項)

教育委員会会議における議事の取扱いについて

教育委員会会議における議事の取扱いについて、別紙のとおり決定する。

平成 25 年 11 月 22 日

大阪府教育委員会

<参考>

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第 3 条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 1 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 2 重要な教育委員会規則その他委員会の定める規程で特に重要なものの制定又は改廃に関すること。
- 3 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 4 教育長の任免その他の人事に関すること及び委員会の任命に係る職員の人事の基本方針に関すること。
- 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十七条の規定による点検及び評価に関すること。
- 6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 7 前各号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項に関すること。

(事務の専決)

第 4 条 教育長は、前条各号に規定する事項及び他の規則に特別の定めがある事項を除くほか、事務を専決することができる。

教育委員会会議における議事の取扱い

専決の可否		議事の区分
専決不可 (規則第3条)		<p>【議題（委員会決裁事項（規則第3条））】 規則第3条に規定する委員会決裁事項 （主な例）・学校再編整備計画（素案・成案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援学校の校名（仮称）の決定 ・教科書採択要領、選定の手引き ・知事からの意見聴取 <p>※決定前に委員会に意見を聞いた方が良いと判断した場合（例：タタキ台）は【報告事項（意見聴取）】として委員会会議へ提出する</p>
専決可	意見をもらおうと判断したもの	<p>【報告事項（意見聴取）】 教育長専決するにあたり、事前に委員会に意見を聞くもの ⇒意見聴取後に教育長専決により決定</p>
	報告するもの	<p>【報告事項（周知・報告）】 教育長専決により決定した（する）事項や事実について委員へ周知するもの</p>

※議決の明確化

今後、委員会会議の議題については、決定事項を明確にした上で、無記名投票が望ましい特別な場合を除いて、挙手により議決を行うこととする。